

# 毒物及び劇物取締法の改正の概要

平成30年4月11日第1回  
医薬品医療機器制度部会  
参考資料4

- 平成29年度地方分権改革における提案を踏まえ、毒物劇物の原体の登録等に係る事務権限について、厚生労働大臣から都道府県知事に移譲する。

※施行日：平成32年4月1日

＜毒物劇物営業者に係る登録・監督事務等の権限について＞ ※下線部が変更点

業態		登録権者	監督事務の実施者 ※立入検査、処分等	国の関与、大臣の並行権限	事務の区分
製造業 輸入業	原体（原体の小分けを除く。）	厚生労働大臣 (都道府県知事経由) ⇒ <b>都道府県知事</b>	厚生労働大臣 (立入検査は都道府県知事も可) ⇒ <b>都道府県知事</b>	立入検査等 ⇒ <b>立入検査等（緊急時）</b>  登録の取消等 ⇒ <b>指示（緊急時）</b>  厚労大臣による処分が必要と認めるときの大臣への事前具申 ⇒ <b>削除</b>	法定受託事務 (経由事務) ⇒ <b>自治事務</b>
	製剤（原体の小分けも含む。）	都道府県知事	都道府県知事	指示（緊急時） ※立入検査等はない	自治事務
販売業		都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	都道府県知事 保健所設置市長 特別区長	立入検査等（緊急時のみ） 指示（緊急時のみ）	自治事務